

午前10時 6分開会

○委員長 ただいまから、市民環境委員会を開会いたします。

○委員長 それでは、お手元に配付した審査区分表に従い審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は、一問一答方式で行いたいと思います。

採決は、各区分の質疑が終了した後、1件ずつ行います。

審査に先立ち、委員長からお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ずマナーモードに設定していただきます。その他電子機器の持ち込みは禁止されますので、御注意ください。執行部は答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を発言の上、漏れのないよう御答弁をお願いします。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは、反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。反問が終了した際は、その旨の発言をお願いします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案第4号、柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、柏市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の制定について、本3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があればこれを許します。

○武藤 まず、近隣センターの条例の改正のことですけれども、今回の使用料の引き上げは受益者負担の適正化基準によるものですけれども、その基準は近隣センターに係る費用、人件費、物件費、補助費、維持補修費、減価償却費、公債費の利子など、市長は総費用の5億6,000万円と言っていますけれども、そのうちの今は7.6%の負担しかしてもらっていないので、25%まで引き上げていきたいと思いますということでしょうか。今回引き下げられた小さな会議室などもいずれは引き上げをするということでしょうか。

○地域支援課長 今回の5億6,400万円のうち、実際の使用料収入といたしまして改正後9.2%ということで見込んでおります。ただ、この9.2%というのは実際の比率でございます。今回の受益者負担の適正化基準の中の考え方には、稼働率というものには加味しておりません。負担率の25%というものは、実際の稼働率が100%になったときに、使用料収入の総費用、使用料収入の総費用の25%になるように使用料を設定するという意味でございます。ということで、現在もう既に今回の新しい使用料の御提案は25%に近い金額になっておりますので、そういう意味で今後、すぐこれがまた2倍、3倍になるというものではございません。以上でございます。

○武藤 じゃ、今回の引き上げで、もうこれ以上の引き上げはないということですか。

○地域支援課長 使用料の見直しは3年ごとに行ってまいりますので、そのとき、そのときの原価計算をまたやり直してまいりますので、その都度必要に応じた金額の変更というのは出てくると思います。以上です。

○武藤 3年ごとに行っていくということですが、そのたびに原価が変わるということでしょうか。

○地域支援課長 そのときにそれぞれ、例えば大きな修繕とか、そういうものがあれば原価に入ってくる場合もございます。そういうところを含めまして原価計算をし直しまして、使用料のほうを決めてまいりたいというふうに考えています。以上です。

○武藤 ということは、大きな修繕などが入れれば引き上げをするということですね。もう一度確認です。

○地域支援課長 大きな修繕等が入った場合には、原価計算の中のものによってまいりますので、引き上げになる可能性はございます。ただ、一度にそういった近隣センターを修繕するということはなかなか今は考えられませんので、それを全ての20館でならしますと、そんな大きな引き上げにはなっていないというふうには考えております。以上です。

○武藤 無料だった近隣センターが有料になって活動ができなくなったと、そういうようなことはないのでしょうか。

○地域支援課長 有料になったということで活動ができなくなったというお話は、特に聞いてはおりません。現状は、今近隣センターについては約50%の稼働をいただいております。以上です。

○武藤 今後この引き上げによって利用を控えなきゃいけないということが起きるのではないかと心配されるんですが、その辺はどうですか。

○地域支援課長 そういう意味では利用が上がる場所もありますし、下がる場所もあります。その中で利用者の方が適正な範囲で御利用いただけるものというふうを考えております。以上です。

○武藤 議会でも言いましたけれども、やはり活動している内容によって、卓球は和室ではできませんし、そういうことから考えると大きな部屋だからといって、その部屋の面積だけで料金を引き上げていくというのは、やはり利用者にとっては負担が大きくなりますし、実際卓球やっているというサークルの方からもお話伺いましたけれども、やはり会費を、今ぎりぎりで行っているのに、やっぱりそれを引き上げなくてはいけないということで、それで年金なんかは下がっていくわけですね。物価も高騰していますし、消費税の増税も来年からということが言われていますので、何で今引き上げをしなければいけないのでしょうか。

○地域支援課長 これにつきましては、今回の平成25年1月に適正化基準が示されたということ、あと、今後は近隣センターにつきましては、老朽化が進んでいく中

で修繕料等もこの後見込まれていることから、そういう意味での財政基盤を健全化するということで、この時期の見直しを考えたものです。以上です。

○武藤 大体適正化基準というか、受益者負担という考え方なんですけれども、スポーツ基本法という中に、スポーツをする権利というのが保障されているんですよ。「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」というふうに書かれているわけなのです。この権利を保障するというのが、やっぱり行政の仕事ではないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○地域支援課長 今の法の精神そのものを否定するものではございません。近隣センターはご存じのとおりスポーツのほか、各種コミュニティの拠点というふうに考えておりまして、その分で適正な負担を今回はいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○武藤 スポーツだけではなくて、近隣センターを利用されている方がさまざまな学習ですとか、コミュニティ活動がありますけれども、それもやはり個人の利益だけじゃなくて、結局そこで学んだことを地域に返すとか、そういうようなことでも非常に重要なことだと思うんですね。それを利用している人と、利用していない人が不公平だからというような、受益者負担という考え方がどうもおかしいんじゃないかと思うんですけども。近隣センターを指定管理者に管理を今後任せていくというお考えがありますか。

○地域支援課長 指定管理者への移行については、今後検討というかいろいろなことを勉強しながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○武藤 指定管理者に委託した場合は、利用料は。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○日暮 今の質問は議題からずれているというふうに思うんですよ。議題に沿って質問するようお願いしたいと思います。

○委員長 関連するならその理由を述べていただいております。指定管理者そのものは議案としても出ておりませんので。

○武藤 その利用料のことなんですけど。指定管理者の場合は、利用料は指定管理者が収入とするということになっていて。（「だから、今はまだその段階じゃないですよ。今は使用料のことだから、使用料について質問してくださいよ」と呼ぶ者あり）だから、その利用料になったときに使用料を上げていって（「それは先の話ですよ」「仮定の話はまだしないほうがいいと思いますよ」呼ぶ者あり）よく理解できないんですけど。（「理解してください」と呼ぶ者あり）

じゃ、そうですか。じゃ違う質問にします。（「使用料を指定管理者が取るんだろう」と呼ぶ者あり）が、利用料をね。（「いいんじゃないの、関係あるよ」と呼ぶ者あり）指定管理者の方が収入になるということから関連して、今回使用料を引き上げとか、そういうことが考えられるのかということをお尋ねしたいと思うんですけど、それは違うんですかね。

○委員長 市の方針ということで述べてください。

○地域支援課長 指定管理者が導入された場合に、その使用料は指定管理者の収入ということになります。ただ、使用料の設定につきましては、この条例のほうで設定いたしますので、その範囲内で指定管理者がその使用料を決めるという考え方になっております。以上です。

○武藤 今回使用料の値上げだけではなくて、また営利団体にも利用を認めるということになっていきますけれども、今まで認められなかったのはなぜですか。

○地域支援課長 今までも営利団体の使用を認めなかったということではございません。一般の団体ということで、事前登録等ができませんので、その都度使用する近隣センターに動いていただきまして、そこで申請の手続等をしていただいていたということがございます。以上でございます。

○武藤 じゃ、特に今回営利団体を含めなくても、今まで利用できたのであれば、それは変わらないということですね。

○地域支援課長 今回営利団体につきましては、市内に事務所がある営利団体については一般の使用料の3倍、市外に事務所がある営利団体については一般利用の4倍ということで設定しております。このことによりまして、一般の市民の方には全体の25%の負担をいただいていることになるんですけども、市外の営利団体についてはその4倍、ですから全額のほうをいただくという、そういうような考え方で3倍、4倍の使用料を設定したところでございます。以上です。

○武藤 確認しますけれども、今までも、じゃ、営利団体の方にも使用させていた、使用できたということですか。

○地域支援課長 これまでも営利団体が行う、営利活動、その場での営利活動は認めておりませんでしたけども、その、例えば企業、会社の内部研修、会議等については認めておりました。以上です。

○武藤 今回営利団体を認めるというのは、そういう会議以外の営利目的に使うものについても認めるということですか。

○地域支援課長 利用の仕方については、これまでと一緒にございます。ですので、そこでの直接の営利活動は認めておりません。以上です。

○武藤 じゃ、今後も営利活動については認めないということでしょうか。

○地域支援課長 今後、現在のところこれまでどおりというふうに考えております。以上です。

○武藤 ただ心配されるのは、営利団体の方は利用料が3倍、4倍ということになりますので、一般の市民の方が利用するよりも、営利団体に使っていただいた方が

利益が上がるということで、どうしても営利団体のほうに優先的に使用させるというようなことはないでしょうか。

○**地域支援課長** 営利団体につきましては、申し込みの期間が一般の団体と1カ月ずれておりますので、通常の団体が申し込み、抽選して、あいたところについて予約できるという考え方ですので、その部分は優先して使っていただくということではございません。以上です。

○**武藤** 今でも市民の方が、そんな前もって使いたいなということであれば予約はできるんですけども、やっぱり突然のことで、あっ、やろうというふうになったときに、やっぱりどうしても部屋があいていないとか、そういうこともありますので、できればやはり市民の税金でつくった施設なので、やはり市民がいつでも、使いたいときに使えるように、やはり営利団体の利用をこれまで以上に認めるべきではないと、こう考えます。市民が健康を保持して行うスポーツや、そういうところの施設を、料金が、広いというだけでやはり活動が支障に出るようなことや、やはり市民がだれでも、いつでも、お金の心配なく、やっぱり利用できるようにしていただきたいと思いますので、今回の議案第4号の議案には反対をいたします。

続いて、議案第5号です。これ延滞金の引き下げということで、私たちは高過ぎる延滞金、本当にサラ金並みの延滞金、引き下げるようにということをずっと求めてきたわけですけども、今回の延滞金の引き下げについて、改正前と改正後の内容について御説明いただきたいと思います。

○**保険年金課長** この延滞金の改正につきましては、納期限後1カ月以内につきましては7.3から、特例としまして公定歩合プラス4%の4.3、これを適用しております、現行では。これを来年の26年の1月1日から特例基準割合プラス1%、今の現行ですと3%に見られちゃう。これに設定するということです。それからあと、年利、年のほうなんですけど、これが14.6というのを、今適用しておりますが、こちらにつきましては特例が今までございました。それを来年の1月1日から特例としまして、特例基準割合プラス7.3%、現行でいきますと9.3%、これに制定するということです。以上です。

○**武藤** 特例ということ、期限が決まっているということでしょうか。

○**保険年金課長** 現行では、今言われておりますのは、年利の場合、14.6の場合、比較した場合、14.6を上回る場合には14.6を適用すると。それ以下の場合でしたらそちらのほうを適用するということです。比較するということですね。1カ月以内と年のほうですね。以上です。

○**武藤** この特例で14.6%が、年の場合は9.3%に引き下げられましたということなんですけれども、これの、じゃ、期間は14.6%まで特例基準割合が、例えばどんどん上がって行って、それで14.6%までならないまでの間は、じゃない。9.3%、これは変更になるんでしょうか、ちょっと済みませんが。

○**保険年金課長** 現行では9.3のほうを適用いたします。以上です。

○**武藤** 特例基準割合が今2%ということで、2%足す7.3%で9.3%ですよという

ことだと思うんですけれども、その特例基準割合というのは、例えば3%になりました、4%になりましたとかなった場合にはどうなるんでしょうか。

○保険年金課長 例えば今の例ですと3%になった場合には10.3になるわけです。その場合は10.3を適用させます。以上です。

○武藤 じゃ、それは、14.6%まではその特例基準割合が変更になったものを適用するということでしょうか。

○保険年金課長 そのとおりでございます。以上です。

○武藤 今回の延滞金の割合の引き下げについては、本来、年まだ9.3%でも高いぐらいだと思うんですけれども、保険料本料さえ払えない方に延滞金を無理やりとるといようなことではなくて、あくまでも加入者の方の状況などをよく相談に乗っていただいて、早く本料を払えるようにしていただく努力をしてほしいと思います。

2番目の国民健康保険法の改正によって保険料の、保険財政共同安定化事業及び高額医療費の共同事業が、平成26年まで延長されたということですが、これについて27年度からは1円からになるということにお話伺っていますけれども、どのように変更になるのか、影響はどうか、これお示してください。

○保険年金課長 今現行ですと医療費が30万円以上のもの、これが保険財政共同安定化事業になります。医療費が80万円以上になりますと高額医療費共同事業、こちらのほうに該当ということになりまして、これは千葉県下、県下の中で平準化を図るという意味で、各市町村から拠出金をしまして、それに該当者の、対象者の交付金を受けると、それで調整を行われております。これが25年度で終わりになりますので、これを26年まで延長するということですね。それから、今度、先ほど言われました27年度からこの30万、80万というふうに私申し上げたんですが、これを1円以上を今度対象にしまして調整が行われるということにかかります。以上です。

○武藤 つまり30万円以上と、あと80万の高額医療について、千葉県内全体で高額医療についてはみんなで負担していきましようというのが今の、現在の制度で、それを今度、27年からは1円以上、もう全ての医療費を千葉県全体で、みんなで負担していきましようということになるということによろしいですか。

○保険年金課長 そのとおりでございます。

○武藤 そうすると、医療費などはどうなりますか。

○保険年金課長 今後医療費については各市町村が医療費の抑制ということで活性化を図っておりますので、それが効果が出れば、医療費については抑えられるというふうに認識しております。以上です。

○武藤 1円以上からの医療費を全体で負担するとなると、やはりこれから高齢化にもなりますし、医療費の負担がふえて、保険料は引き上がっていくんじゃないかと思うんですけれども、保険料はどうなりますか。

○保険年金課長 医療費が伸びれば、今おっしゃったように保険料のほうも伸びるというふうに考えております。以上です。

○武藤 保険料を今まで低く抑えるために一般会計からの制度外繰り入れなどをし

ていましたけれども、あと減免制度なども各市町村によって違うと思うんですけれども、そういうことは今後どうなりますか。できるんでしょうか。

○**保険年金課長** 制度外の繰入金につきましては、現在保険者を都道府県単位とすることで閣議決定されておりますので、今後は制度外の繰り入れについては非常に困難であるというふうに考えております。以上です。

○**武藤** やはりこの保険料の引き上げにつながるような制度の改正には反対をさせていただきたいと思います。これで終わります。以上です。

○**末永** 使用料の関係ね、さっきも議論あったけど、一律引き上げするんじゃないくて、例えば近隣センターにしても、スポーツ施設にしても、全部使う人はずっと使っているわけだよ。使わない人はほとんど使わないわけ、市民のうち、それは。だから、使い方をもう少し工夫して、一律上げるんじゃないくて、1回使って、2回目のときは2割増しの料金を取られますよ、3回目は3割増しにされますよとかいうような、少し工夫したやり方しないと、使う人は同じ人がずっと使っているわけなんです。今度は使っている人の登録にすると、使っていない人の名前を使って使うようにするわけだね、よく、みんな。そういうふうにする。だけど、それはパソコンの中に使用した人の名前を全部入れれば、そんなの1人で見ればな、すれば料金は少しみんなが、市民が全体が使えるようにするためには、使った人がいた場合は、それは1割増しだとか、2割増しとかいう、少し工夫して、市民全体が平等に使えるような工夫を考えるべきだと思うんですよ。あなた方が先ほど言うには、市民が公平に使えるため料金を上げると言っているんだから。例えばテニスなんかは、テニスやる時はずっとテニスやって使っているわけな。テニス人口どんどん減っているわけだよ。減っていくと、高齢化しているから。減っていくとどういうふうになるかというテニス場どんどん、民間はつぶれていったわけで、民間が先に。役所ではあいているんだけど、そのうちぺんぺん草が生えるような状況になるわけでしょう。

だから、やっぱしもうちょっと、一律ぱっと上げるだけじゃなくて、もっと工夫して、市民が、全体がスポーツやあるいは近隣センターを使えて、生き生きとして、これから高齢化社会になっていくわけだから、どうかすると3人に1人が65歳以上と言われているわな。高齢者は70歳にしているわけだから。高齢者と呼ぶのは。65歳じゃなくて。70歳にしているんだから、それは正直言って60、70の人がどんどんふえていくわけだ。そうすると使う人は結局使うだけであって、同じ人が使うわけであって、公平さはなくなるわけね。俺は料金を上げると言っているわけじゃないよ。料金を上げないのが一番いいけども、今のペースでいくと近隣センターが老朽化しちゃって、もうひどい状況になっているよね。もう壁ははがれているわ、床ははがれて、こっちはちゃんとクロス張ってあるけど、こっちは張ってなくて汚いとかさ。もう老朽化しちゃって、とてもじゃないけど地域の、自信持って近隣センターで何かやろうという状況じゃなくなっているよね。汚くて。もう老朽化しちゃって。地震があったら全部つぶれるんじゃないかというような状況が

いっぱいあるでしょう。だから、そういうところについてもっと利用しやすいようにきちんと整備もする、料金上げるんだったら整備もきちんとする。そして、公平に使えるように工夫する。少し考える。そういうことをしてほしいんですよね。それで、ああ、これはホテルよりも近隣センター使ったほうがいいなと思ったらみんな集まってくるわけだよ。だけど、今はそういう集まって使う人が特定に、限られているから、あのサンガーデンですら閉めちゃうわけでしょう。ホテルじゃ閉めちゃっているんだから。それは集まる人がいなくなっちゃっているんだから。

だから、近隣センターも地域の人が、みんなが寄ってきちんと使える、みんなが平等に使えるような体制を、料金改定もする、する場合はね。そういうふうにしてほしいんですよ。知恵出して。俺は今回は反対だけど、もうちょっと工夫して、役所が一定的、何%になったら上げる、幾ら幾ら、平米で幾らってしないで、そのところは人気で、利用しやすいところは、そこは料金をみんなが平等にできるように、1回使ったら2回目は幾らかかるよとか、そういうことを工夫するとみんなが公平に使えていくんじゃないかと思うんだよ。そういうことを考えてやってほしいんだよ。それはどうでしょうかね。

急に言われたからな、松川君だっけ、すぐ、いいよ、回答は。（「地域支援課松山です」と呼ぶ者あり）松山君、松山君いいよ、しなくても。できればね、上げるときはやっぱり納得できて、ちゃんとするということが必要じゃないかと思うんだよ。俺は近隣センターに呼ばれていくことはあるけど、俺がみずから近隣センター使ったことはな、料金払って使ったことはほとんどないよ、それは。だけど、大方の市民は使っていないんだよ。大方の市民は。大方の市民で幾つかって言ったら、極端なことは8割は使っていないよ、近隣センターを、8割の人が、それは。2割の人が使っているという状況だと俺は思うんだよ。近隣センターの利用と同じ人がだよ。8割の人というのは赤ん坊からお年寄りまでいるから、俺は使っていないんじゃないかと思うんだよ、それは。そういうデータもきちんとしながら、公平さとはなんぞやと、そして地域の人が寄り集まってできるのはなんぞやと。それでなおかつ採算が合うまではしなくてもいいんだけど、公共施設だから。ある程度税金を投入しているんだから、民間が使うときには、民間が使ってお金を、収益を少し上げると。民間が使いやすくなると民間ばっか使っちゃって、民間会館になっちゃうからな、だから、そこら辺は調整しながら、人気のあるところは、じゃどこのところが、料金はそこは民間が使う場合は高目にするとかしなきゃいけない。あなたたちはみんな関係なくして、悪いけど、布施の近隣センターなんか使う人いないわな、例えば、遠いんだから、駅からよ。民間の人が、それは。稲刈りシーズンにあんた、布施の近隣センターを民間が使うなんてまずありえねえぞ。だれもよ、農家の人多いんだから。そうすると、そこに料金が、じゃ、旭町の近隣センターが近いのか駅に、駅が一番近いとこどこだ。旭町か。（「中央近隣センター」と呼ぶ者あり）中央近隣センター。（「アミュゼ」と呼ぶ者あり）アミュゼな。アミュゼが人気のところになるかもしれぬわな。そこは料金がちょっと上がって、民間の人が使う場合は高い

んだよというようにしなきゃ。公平じゃねえんじゃねえか、そんなのはよ。中央近隣センター、アミューゼのところな、中央地区の人が使いたくたって使えねえと、近隣の人たちは、全然。そういうふうになるから、やっぱり分析をして、データに基づいて、市民が、どういう人が使っているのか。使った人はきちんとパソコンの中に入れば、その人の名前がぴっと出てくるわけだよ。名前が、選んだら。2回目は利用したらぴっと出て、ああ、この人は1回使っているから、あなたの団体、名前書いてるけど、こういう方がいるからその料金はやっぱり上がりますよとか、そういうことを丁寧にしてあげればな、俺は公平さで市民のたくさんが使えるようになっていくと思うんだよ。それは。そしてもっと近隣センターやスポーツ施設を使えるように啓発、啓蒙活動もしなきゃいけないよね。何もしてないわな、あなた方は、それは。

だから、例えばじゃどういうことをすればいいかと言ったら、いとも簡単なんだよ。興味のある市民が、興味のあることを近隣センターで開催すりゃいいわけだよ、役所がまず。役所が何回かやってみて、それを今度は民間やあるいは地域の人に投げりゃいいわけだよ。そしてその人たちが継続していくわけだから、今度は利用していくわけだよ、それは。そういう、どういうふうにして利用していくかというやつをやっぱり研究して、利用できるような環境をつくるのが大切だと思うんだよ、それは。近隣センターを使っている人というのはほんの一部だと思うよ。あとは政治家の一部がな、使っているよな。選挙が近くなると。本当は使っちゃいけないんだ。宗教団体なんか使っちゃいけないけど使っているわな、それは。南部の近隣センター、何回も出くわしているから俺よく知っているけども。だから、俺は議会でも、本会議でも新田原で使っていると、名前かえてやっていると、おかしいじゃないかという指摘もしたけどね。そういうこともあるからちゃんと、やっぱしきちっと分析をして、きちっとチェックしてほしいなと思うんだよ。

近隣センターは、これからは再任用の人がほとんど管理するわけだよな。管理するわけだよ。再任用の人たちが。そしたら、再任用の人たちは市役所に35年か40年近く、40年はいないか、三十五、六年勤めているから熟練されて、いろんなことが地域のことがわかるわけだよ。そうすると、そういう中で誰が何回使っているとか、どういう人が使っているかとよくわかってくるわけだから、だからそういうことも考慮して分析した上で、近隣センターが、市民が、全体が使えるようなそういう料金改定、料金の設定の仕方をしていただきたい。すぐできるとなったら回答して、すぐできなきゃ回答しなくていいよ。検討してくれればいいですよ。以上です。

○地域支援課長 使用料の考え方につきましては、今後もより市民の方に使いやすい方法等引き続き検討してまいりたいと思います。（「マイクあるか」「ついてるね」「もう一度」と呼ぶ者あり）

近隣センターの使用料のあり方等につきましては、今後も市民の方々に公平性、そして納得性をいただける方法について引き続き考えてまいりたいというふうに思います。以上です。

○末永 もう一点ね。延滞金の問題、延滞金のところ。担当どこだったっけ。延滞金についてよく我々も市民から払えない、それで延滞金を取られると。これはサラ金と余りかわらないと。サラ金は今払い過ぎた場合は還付でサラ金会社がつぶれるという状態だよ。今回下がって、これは当たり前のことであるんだけど、例えば市民が、今だったら元金を全部払ってもいいと。延滞金をまけてくれと、まけてくれれば全部払えると、元金が、払えるんだと。すっきりしたいんだと。ずっと、あれするとだらだら、だらだらあって払い切れないと、それは生活費にもう化けてしまうから。今だったら、相続かなんかあって、今金あるから、延滞金は払えないけど、元金だけはぱっと払えるというようなことがあった場合は、もうちょっと役所で柔軟に、特別な理由をつくって、幾つか、きちっと元金を払って、すっきりして、きちっとその人が払えて、税金あるいは、税金というか、税金だな、これも、税となるものについては全て支払うという義務があるんですよ、支払わなきゃいけないですよという啓発もちゃんとしながら、ちゃんと払っていくという、そういう生活指導もきちっとやるべきだと思うんだよ。パーセント下げたって払えない人は払えないよ、悪いけど。それは。

私のところのある人が、固定資産税を1,200万払うと、年間。延滞金が1年払わなかったら250万と言ったかな。230万とか延滞金来たって。それで役所へ相談したけどどうにもならないと。土地を売りたいと。土地を売りたいけど売れないと今の時期は。売れないし、払えないと、どうしたらいいんだろうって。銀行がそこで愛の手を差し伸べて、じゃ、抵当権入れて、じゃ、貸しましょうと。だけど、延滞金分までは貸せないと。元金の1,300万までは貸せるけど。延滞金分は預金などありませんかとかこうやってやるわけだよ。それもねえと。農家のうちだから。だから、そう言ったらもし、延滞金はじゃおまけしましょうと、それは事情があってそういうことであれば、悪意がなければ、じゃ、延滞金しましょう、じゃ、元金を払ってくださいよというような柔軟なことをすれば、それはもっと市民はじゃ、ちゃんと払おうと、延滞はしないようにしますよと。しかし、この次また延滞したら、次はペナルティーとしていただきますよとか、一筆書いてもらうとか、そういう柔軟なことを、法律だからできない部分もあるけど、いろんなことを市民にに応じてきちっと、本人に税は払うのだよと、みんな平等で払っていくんだよということを指導していくということは大切だと思うんだよ。そういうことを何もしないからいつも議会で議論になるわけだけよ。あの議論聞いていると、共産党さんがよく言うけども、払えないやつが得だなと、払わないほうがいいなと思っちゃうわけだよ。あれ聞いていたら。だからそうじゃなくて、税はみんなで払っていくんだよというそういう啓発、啓蒙活動もしなければいけないと。払わなくて済む方法もあるんだよ。悪いけど住所移転とって、移転しないで、そのまましちゃって、住所不定になっちゃったら2年間で消えちゃうわけだよ。払わなくて済むわけだよ。3年後に住所を得るときに住所登録すれば、それ消えちゃっているんだから、みんな。払わなくていいわけだよ。そういうことしている人いるわけだよ。あれなんかもっとひどいよ。

自民党でいた、最近はあれしている、大蔵大臣やっていたあれ。外国に移れば払わなくて済むんだって、大きな問題になったよね、一時。外国に移転すれば払わなくていいんだよ。住所移せば。だから、金持ちはそんなことしているんだよ。何千万とあれして。住所を外国に移しちったら払わなくていいんだもん、全部。いいんだよ。

だから、そういう抜け道がいっぱいあるわけだから、だからやっぱ庶民が一生懸命払おう、払うけど、ここだっていう場合は、やっぱり法にいろいろあるかもしれぬけども、きちんと理解を示して、きちんと理解をしてあげて、少しでも元金を払って、ゼロになって、ちゃんと払える態勢を、生活再建をできるようなことをしてあげるようにしていただきたいなということです。以上です。

○委員長 答弁はよろしいですか。

○末永 いいですよ。

○宮田 じゃ、近隣センターについて伺います。この近隣センターは無料だったところから有料になったときの話で、記憶なんですけれども、市民に光熱費ぐらいは出してほしい、そんなような話だったと思うんですけれども、それがちょっとかわってきたんですけれども、まず稼働率について伺いますね。現在の稼働率、もう一回教えてください。

○地域支援課長 現在の稼働率でございますけども、50%弱ですね。少々お待ちください。47.4%でございます。以上です。

○宮田 稼働率がよいところと、よい部屋と悪いところ、悪いて、余り使われていない部屋があると思いますけども、その辺はどうですか。

○地域支援課長 近隣センターの場所によって違い、あとその近隣センターの中の和室、茶室、会議室等いろいろあるんですけれども、その中で特に茶室なんかは使用、稼働率が低いというような事例はございます。あと、先ほども問題になりましたけども、やはり駅周辺の施設については稼働率が高いというふうには言えると思います。

○宮田 場所による違いはあると思うんですけども、近隣センター内で茶室なんかは悪いけども、ほかのところは大体同じような稼働率なんですか。

○地域支援課長 あと、当然各センターによって、場所によってかなりばらつきはございます。以上です。

○宮田 はい、わかりました。先ほど武藤委員の答弁で、今回の値上げで稼働率が100%になった場合、利用者負担の適正化基準に近い25%になるっていうお話だったんですけども、ここに営利団体の利用も含めて25%近くなるわけですね。この営利団体の利用というのをどのくらいと見ているんですか。

○地域支援課長 現在営利団体の利用は全体の0.2%ということでございますので、それほど大きな金額にはならないと思います。以上です。

○宮田 今後、だから今改定するわけですから、それでどのくらい営利団体が使っているふうにご想定しているんですか。

○地域支援課長 現状、今使っていらっしゃる団体が使っていただくということで、0.2%はキープしていきながら、その中でさらにいろいろな企業等にも機会を見てPRしていくことで、それを少しでも上げていきたいというふうに思っております。以上です。

○宮田 はい、じゃ、ちょっと確認しますが、先ほどの答弁では、今回の値上げによって稼働率が100%になった場合、50から100になった場合に25%、負担率25%の目標に達するっていうことでしたよね。だから、やっぱりそれには営利団体の利用率を高めていこうっていうところですか、それとも今の負担率、値上げによってちゃんと目標は達成できるというふうな踏んでいるんですか。その辺がちょっとあやふやなんだけど。

○地域支援課長 今回の使用料の設定の金額と、実際に入ってくるお金、使用料の収入ですね。それちょっと切り離して考えております。使用料の設定につきましては、先ほど武藤委員のほうにも御答弁しましたけれども、今回の使用料の導き方が、稼働率というものを考慮しない考え方です。稼働率が100%になったときに25%部分を負担していただけるような金額設定。これによって稼働率の部分を、使用する市民の方々に負担させないというんでしょうかね。例えば稼働率が低い施設だとたくさん使用料を取るために使用料金を上げるっていうことではないように、それとは切り離して考えております。そういうことで使用料については、その中で25%がおおむね今回の改定で見られると。あとは、実際に入ってくる使用料でございますけど、これについては、今47%の稼働率でございますので、これを上げれば使用料のほうは増加するというので、その一つとして企業のほうにも使用料を少し、たくさんいただく中でもう少し利用していただきたいというふうに考えておるところです。以上です。

○宮田 済みません、勘違いしていました。だからやはりこれだけ値上げをするんだったら、先ほど出ていましたけども、やっぱり稼働率を上げる工夫っていうのをどんどんしていかなきゃいけないですね。それは何か具体的にはあります、民間も、市民団体についても。

○地域支援課長 民間団体につきましては、今回の使用料を3倍、4倍にする一方で、もう少し民間団体に使用していただけるような形ということで、事前登録制度を設けました。これによってその都度使用センターのほうに赴く必要がなくなりまして、コンピューターでの予約等ができるようになったということで、利便性が上がるというふうに考えております。あと、一般の市民の方々につきましても、何とか稼働率を上げていきたいということで、今後はなるべく多目的に使えるような形の運用を考えていきたいというふうに思います。特定の用途に縛られた施設になりますと、その特定の方々しか使用されないということになりますので、なるべくいろいろな使い方ができるようなものを検討してまいりたいと思います。あと、当然広報等も必要だというふうに考えています。以上です。

○宮田 じゃ、その近隣センターが使いやすくなるよっていうアンケートとか、

そういう意見を市民団体とか民間にそういう調査はなされたんですか。

○**地域支援課長** ことしの5月から6月にかけて、6月ですね、6月にかけて、近隣センターの利用者を対象にアンケートのほうをいたしました。約3,000名の方に調査をしたというところでございます。以上です。

○**宮田** じゃ、それによって民間の人は事前登録をしてくれるといいとあって、そういう意見が出てきたんですか。それから、多目的に市民は使えるような施設にしてほしいという意見が出てきたんですか。

○**地域支援課長** 企業に、事前登録については、このアンケートのほうには特に意見はなかったというふうに記憶しております。あと、センターの内容、内容というか、施設等につきましてはたくさんの方の御意見をいただいておりますので、それらに基づいて今後よりよい施設にしていきたいと思いますというふうに思っております。以上です。

○**宮田** 何かこう、民間のほうにもやっていただいて、もっと具体的に稼働率を上げるような工夫があってもよかったですかなと思うんですけどもね。

次に、減免について伺います。減免は、基準というのはこの適正化基準に基づいて行うわけですか。

○**地域支援課長** 適正化基準に基づいて実施したいと思っております。以上です。

○**宮田** 今までだと町会、自治会は無料だったけれども、ほかは取っていたというふうに思うんですけども、それでよろしいですか。

○**地域支援課長** これまで優先団体ということで、柏市及びその外郭団体も減免でございましたけれども、これについては減免を廃止する予定でございます。あと、地域優先団体ということでふるさと協議会及び町会等ございます。これらにつきましては地域の負担がないように引き続き措置してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○**宮田** 外郭団体っていうと、公社とか、でよろしいですか。

○**地域支援課長** はい、そのとおりでございます。社会福祉協議会等も入ります。以上です。

○**宮田** はい、わかりました。それで、今回減免の基準の中に高齢者、障害者、子供、生活保護受給者、低所得者などっていうふうに書いてあるんですけども、例えばこの理由っていうのは何なんですか。この人たち、この団体、この人たちを含む団体が免除になる理由っていうのは何ですか。

○**地域支援課長** それらの、現状は今高齢者等の減免は行っておりません。あとは、お子さんにつきましては個人開放等の時間設けまして、その間で無料で使っていたところございます。以上です。

○**宮田** 違う、違う。聞いているのは、この人たちが何で減免の対象になるんですかっていうことです。理由です。

○**地域支援課長** この減免の対象になるっていうのは、適正化基準の中で定めたことだと思っておりますけれども、それは各施設の目的によって、それらのことを減免した、

するほうが望ましい場合に減免にできるということで理解しております。以上です。

○宮田 そうすると、今のだと、ちょっと理由はわからないんですけども、近隣センターにはこの高齢や障害や子供、生活保護受給者、低所得者は対象にするんですか。

○地域支援課長 高齢者、障害者等を減免の対象にすることは今は考えておりません。以上です。

○宮田 減免は今までどおり近隣センターは町会、自治会、ふるさと協議会だけですか。

○地域支援課長 減免として考えて、減免というか、負担を求めないというふうに考えているのは地域優先団体、ふるさと協議会、町会等でございます。以上です。

○宮田 ああ、じゃ、高齢、障害は入らないということなんですね。わかりました。

それから次に、近隣センターの体育館なんですけれども、減免、この使用金額は、負担割合っていうのは25%ですよ。それで、スポーツ課のほうのスポーツ施設は負担が50%、ここで25と50で、同じ体育施設の負担割合が違うんですけれども、こういうのはどう考えますか。

○地域支援課長 近隣センターの体育館、体育施設につきましては、これはコミュニティ施設、近隣センター全体の中の一つとして考えておりますので、これはほかのコミュニティ施設と同様の考え方で25%の負担率を求めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○宮田 ちょっと、同じスポーツをするっていう目的からすると同じだと思うんですよ。ただそれがコミュニティ施設でやっているスポーツだから25%っていう、ちょっと変じゃないですか、それ。違いますか。私なんか、何か、別に上げろと言っているわけじゃないんですけど、同じスポーツするんだったら、負担割合が違うっておかしいんじゃないかなって思うんですけど。どうですか。

○地域支援課長 結果的に同じ活動をしているっていう場合もあるのかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり設置の目的がコミュニティ施設、近隣センターの中の1つのものというふうに考えていますので、それについては25%というふうに考えているところでございます。以上です。

○宮田 じゃ、私は今回面積によって使用料を決めるっていうのはすごく乱暴だなと思っているんです。やはり部屋を使用する使用料と手続の事務コストっていうのをちょっと分けて考えたほうがいいんじゃないかなと思っているんですね。例えば今回30平米未満が安くなりますよね。一番小さい部屋は茶室で10平米だということなんですけども、茶室というのは狭いほうがいいわけで、10平米でその目的も達成できるわけですよ。先ほど武藤委員が小さな茶室でスポーツできるわけないわけだから、部屋だけで決めるのはおかしいっておっしゃったから、私も何かそれもちょっと変だなと思っているんですけど、例えばこの茶室にしる、手続の事務コストなんかは、大きい部屋を借りようが、小さい部屋借りようが同じだと思うんですよ。だから、一律に面積によって使用料を決めるっていうのは、そういう意味でも

乱暴だと思っているんですけど、例えば、やっぱり最低、事務コストがかかる部分の最低基準というのは設けといて、それに部屋の使用料っていうのを加算してっていうのが、一番なんか妥当かなと思うんですけど、その辺どうですかね。

○地域支援課長 今回の改定に当たりまして、一番使用者の方、そして使用していない方も含めてですけど、納得していただく、納得性を考えたときに、やはり大きな部屋を使う方、小さな部屋を使う方、それに応じて使用料負担をいただくのが、一番そこが高まるというふうに考えまして、今回は面積に応じてという形で使用料の設定をしたものでございます。以上です。

○宮田 私は、やっぱり目的によって部屋の広さっていうのは違ってくるし、例えば的確な広さの部屋を借りられない場合は、やっぱり大きい部屋を借りるっていうようなことがあるんだと思うんですね。だから、それによって使用料が、部屋の面積で決められるっていうのはちょっと納得できないというような意見です。もうちょっとそこは考えてもらってもいいんじゃないかなと思うんですけど。以上です。

○委員長 答弁はよろしいですか。

○宮田 はい。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。清風さんよろしいですか。公明党さんよろしいですか。

○林 4号の近隣センターで。先ほど稼働率の話とか、あるいはコミュニティ以外の方の利用とか、さまざまな角度で質疑が、御意見もあったわけなんでございますけども、稼働率という、50%弱というようなところを考えると、一律という形だと思ってしまうんですけども、例えば曜日とか、時間とかで恐らく変わってくるものだというふうに思うんですね。何が言いたいかと申しますと、非常に時間単位とか、あるいは平米単位で金額を割り出すと非常に管理しやすいという面はそのとおりだと思うんですけども、利用率の向上を考えたときに、時間、どういう時間が使われて、どういう時間が使われづらいのかというような、そういったところも分析はされているかと思うんですけども、そういうようなところを少し、利用しやすい時間を逆に少し上げるということにはないわけなんですけども、そういうところとあと利用されづらい、そういうところの稼働率を上げるというようなことを、民間の場合はやはり考えて例えばやっているんですけども、そういうようなところも視点として必要だったんじゃないかなというふうな、そういうふうな感想があります。何かあれば。

○地域支援課長 今委員さんおっしゃったとおり各施設、使われにくい時間と曜日等あるのは事実でございます。ですんで、今後また見直しの機会ございますので、いろいろな部分で検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○委員長 林委員、いいですか。

○林 はい。

○日暮 私のほうから近隣センターの使用について何点かお伺いしたいと思います。初めに、今は有料化になっていて、またさらに値上げということもあるんですけ

ど、値上げの率については今は控えたいと思いますけども、ただ、お金をもらうとするならば、皆さん方も各近隣センターを回ってよく把握していると思いますけども、現在の近隣センターが使用料を値上げしたいという、言える状況なのかどうか、まずその点を伺いたいと思います。それは施設が余りにも傷み過ぎている。

○地域支援課長 確かに多くの施設は昭和50年代半ばにつくられたものでございます。その中で適宜修繕等はかけているところなんですけれども、なかなかそれが追いついていないというのが実情というところでございます。今回の、一部値上げになるんですけども、そのような部分で、今後その部分についても対応していきたいというふうには考えております。以上です。

○日暮 また3年後には見直しということも考えているようですが、これからはお金をいただく、また見直しをするというときには、施設をきれいにして、気持ちよく使ってもらえるようなことも考えながら、値上げについても考えていただきたいと思います。

それから、先ほど末永委員からも話がありましたけど、市民が公平に使えるように、これについては本当に考えていただきたいと思うんですね。サークルとか、そういう、また登録してあるところですけど、そういう人たちは利用しやすいですよ。ただ、一般の市民は、何と申しますか、年に数回とか利用しようとするとな非常に利用しにくいんですね。この点についても検討をさらにしていただきたいなというふうに思います。

それと施設についてですけど、これは体育施設も、近隣センターもそうだと思いますけど、利用のしやすいところは柏市民、また利用団体の中で柏市民は1名か2名か入っていて、大部分は他市の市民が入っている、利用者もおりますよね。これについてはどのような状況を把握しているかどうか、伺いたいと思います。

○地域支援課長 団体登録のときに半数以上が柏市民というハードルを設けまして、そのものを登録しているというところでございます。以上です。

○日暮 これについてはきちんと管理していただきたいと思います。

それから、先ほど営利団体、営利ということがありましたけど、今までも柏市の施設の中で、例えば大きなホール、多目的室だとか、体育館だとか借りたとしてもよ、そうするとある団体は使用料を千何百円とか、2,000円足らず、また時には3,000円のところもあったかもわかりませんが、それを知らなくて、今度はそれに集まる人たちをフリーっていうことで集めて、千幾らとか、2,000円とかの使用料を払って、フリーっていうと1人500円の参加費を得た、得て使用していたグループが実はあるんですよ。これが、その方は月に2回ぐらいそういうことをやってたんです。そうするとちょっとした小遣い稼ぎですよ。こういう利用の方法も実はあったんですね。（「ダンスサークル」と呼ぶ者あり）ですから、これらについても十分気をつけながら管理をしていただきたいというふうに思います。ちなみに申し上げますと、非常に残念だけど、皆様方の先輩で、柏市民ではありませんけども、こういうことがありました。

次に、使用料を支払って借りた方の利用方法ですけど、いろんな利用方法あると思うんですね。運動する方もいるし、また会議をやる方もいるし、またいろいろなことに使われると思うんですが、そういう方たちが1年に1回とか2回とか、定期的な、簡単なグループでも形式的に総会とか何かもあるかもわかりません。そのようなとき、時にはおにぎり食べるか、弁当食べるかわかりませんが、そういうときに普通のお茶を飲むのか、ただ水を飲むのか、またはビールを飲むかわかりませんが、その辺の利用についてはどのようにお考えでしょうか。

○地域支援課長 近隣センターの使用については、条例及び規則に定めているところで、その中に飲食につきましては禁止事項というふうになっております。ただ、申請に基づきまして適正と判断された場合には、その飲食について認めますという、そういう制度になっておりまして、その中で各センターで判断しているところで、一般に、通常の飲食については、それは申請をいただければ認められるということで確認しているところでございます。以上です。

○日暮 認められる程度とはどの程度でしょうか。

○地域支援課長 程度といいますと、通常はお弁当とか、そういうものをそこで食べるとか、そういうような範囲だというふうに考えております。以上です。

○日暮 このような場所で伺えばそのようなお答えをするでしょうか、じゃ、現状はどのように把握していますか。

○地域支援課長 現状、通常は禁止事項になっておりますので、余りそういう申請がないというふうには聞いております。ただ、地元の町会等、そういうところで使われる場合に一部そういうふうにお弁当等食べていらっしゃる場所もあるというふうに聞いています。以上です。

○日暮 皆さん方、もう少しそのような利用状況については正確な把握をしていただきたいというふうに思います。今課長がおっしゃったようなことを厳密に守っている、守っているというか、行っているところ、また問題のない範囲で、少し乾杯程度アルコールを飲むところ、いろいろあるわけですよ。それはセンターの管理者によって違うと思うんですけども、これは正確に把握していただきたいというふうに思います。

そして1点伺いたいのは、そこには所長かまたは管理者がいると思いますけど、この方の職務はどのような職務を負っているんでしょうか。

○地域支援課長 所長につきましては、近隣センター全体の統括というところでございます。ですから、利用者の方々の申請であったり、貸し出しであったりも含まれますし、あとは地域コミュニティの、各協議会との連絡、調整等も含んでいるところでございます。以上です。

○日暮 近隣センターを管理する所長は、通常の館内の管理全般、または地域とのコミュニティについてもその職務の一旦であるというふうに私は思うんですね。とするならば、皆さん方がそんな厳密な、お弁当程度とかと今おっしゃっていますが、実際は厳密にそれを守っているところ、また少しそれは地域とのコミュニティ

を図るために大目に見ているところ、いろいろあるわけですよ。そして、本来の近隣センターの管理者の目的からしたら館内の管理は当然ですけども、現在のような地域との協働とか、市民との協働とか言っているときに、そんなアルコールは一切だめだとか、そういうことを言っていて地域とのコミュニティなんて円満にいかどうか、また地域との協働を進めると言っていて進めるかどうか。振り返ってみると、このような厳しくなったのは今から四、五年前だと思えますけど、飲酒、飲酒運転が非常に厳しくなった、そういうときありましたね。そのときは場所を提供した人、勧めた人、これも罰するとなりましたよね。ああいう時点まで柏市の大方の近隣センターでいろんなグループが飲食していましたよ。あのとき以来柏市は非常に厳しく方針を出してきました。私から見たらそれは管理者の責任逃れというふうにしか受け取れませんでしたね。問題が起きたら自分のところに責任が及んでくるからこれを禁止するんだということで、以来厳しくやっているというふうに私は思っているんですね。そして、市内の地域もいろんな地域ありますよ。柏の中心地に近いところはいろんな飲食店もありますよ。例えば柏市の周辺部、そういうところではなかなか場所もないですよ。それと皆さん方は給料をいただいているんですよ。地域で活動しているいろんな団体はボランティアなんですよ。これを同じ一律に公的施設ではだめだよと、こういうことを言っていて本当に柏市のこれからの市民との協働とか、そのようなことが進むかどうか、いま一度考えていただきたいし、できるならば届け出があったときには、問題のない範囲での飲酒についても、それは認めていただきたいというふうに思います。もし意見がありましたら。

○地域支援課長 近隣センターの中で飲食につきましては、先ほど申しましたとおり使用等の申請をいただいて、その都度適正な範囲で判断してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○日暮 じゃ、私たちの周辺に近隣センターはありますけども、問題のない範囲でそのようなことを行わせていただきたいと思います。終わります。

○末永 近隣センターで飲食は一切だめなの。それ言い方聞いていると、何かその都度検討して、ああ、この人はいいけど、この人は悪いというふうに聞こえてならないんだけど、どういう程度だったらいいの。スナックとは違うのは確かだけど、ある程度は、新年会やったりね、しますよね。そういうのは、忘年会をやったり、別に何も不都合なことはないと思うんです。今日暮委員言ったように、こういうのはちょっと議題の料金とちょっと関係ない話だけど、（「すごく離れている」と呼ぶ者あり）もうちょっと、もうちょっと、地域で交流できる、地域推進課長でしょう、あなた、違うの。推進停止課長じゃないでしょう。推進するんだったらやっぱりお茶もあれば、お酒もある、コーヒーも、いろいろあるだろうし、ぐでんぐでんに飲むまで飲んでいいですよというんじゃないで、そのようなものについては大目に見て、地域の交流できるように随時促進を図ってくださいという程度でいいんじゃないの。と思うんだけど。何かこの人はいいけど、こっちはだめだというふうに聞こえてならないんだよ、あなたの言っていることは。

○地域支援課長 近隣センターの飲食につきましては、条例の中に禁止事項ということで定められているんですけども、その禁止事項につきましても、先ほど申しましたとおり、申しておりますとおり、それを解除する申請というのはございます。ですから、それに基づいて適正な範囲の中で認めて、飲食等必要な場合とっているというようなところがございますので。以上でございます。

○末永 それは柔軟に対応してちょうだいよと、地域の推進、地域の交流の場なんだからさ。何か近隣センター制度をつくったのは鈴木眞さんなんか、亡くなったけど。一生懸命して、体育館もつくろうと言って、柏市は若い時代だったから、今は高齢化だから体育館なんか、若い人が、ほんの一部の人が使っているだけだ。ほとんどが使わない、高齢化施設もどんどん。5年先になったらもっと高齢化するから、体育館を使う人は本当に少ないわけですよ、それは。だから体育館を使う、どういうことで使われるかという、今、前はバドミントンだとか、バスケットとか、バレーだとかあったけど、今はダンスだよ。ずっと変化してきている、ずっと。だからそれがいいとか、悪いとか言わないけども、施設についても利用方法や利用頻度がずっと変わってきているわけですよ、それは。これから若い人たちは集まって、集団で行動するというのは苦手なわけですよ、ほとんどの若い人たちは。3人以上集まらないというんだから。子供たちは3人以上集まらない。だから一番いいのは自分と何かゲームやっているのが一番いいっていうらしいんだよ。そういう時代になってきているので、どっか集まってやるっていうのは貴重なグループで、貴重な存在なわけですよ。それを制限したり、あれもだめ、これもだめというのはいけないので、やっぱり見直しして、料金を改定するんだったらいいことそういう禁止項目を、柔軟に対応しますと。別途御相談くださいと書いておいたほうがいいんじゃないの。そういうふうにして。だから、もう少し全体を見直しているいろんなことをしたほうがいいと思うよね。何か申請書類出せばそこで宴会やっていいっていうんだらう。宴会認めるわけでしょう。だから、そういうふうに、知らない人は誰もお茶だけにして、これは禁止、条例で禁止条項ですからお茶しか出ませんで言っているとこあれば、申請を知っていた人は、日暮委員のように知っていた人は宴会して、芸者が来るかどうかは別にして、大宴会やっていたと、それは何なんだってなるでしょう。だから、そこら辺はもうちょっと柔軟に、地域のいろんなことできるようなことを、前向きにすることを考えていただきたいということです。

○委員長 よろしいでしょうか。日暮委員はよろしいでしょうか。

○長瀬 それでは、一言だけ。4号のほうですけども、使用料の公平性という観点からしますと、私は議会のほうに出していたんですけども、言わなかったんですけども、やっぱり施設の利便性とそれから施設の、設備の内容ですよ。そういうところを勘案して、面積当たり一律でするのは不公平な気がするんです。ですから、もうちょっと公平性を持った考え方をして決めていただけるように要望したいと思います。

○地域支援課長 今回の利便性、例えば駅からの距離とか、そういうようなところかなというふうに考えておるんですけども、コミュニティ施設につきましては各施

設、各地域の拠点ということで、その意味で各地域で公平というか、同じような金額で使えるようということ、今回の使用料のほうを設定させていただいたところでございます。今後設備等につきましては、ただ一部非常にお金のかかっている、例えば焼き物の、焼く窯等、そういうものについては別の負担をいただく等ございます。以上でございます。

○長瀬 ありがとうございます。ぜひその辺も勘案して、ちょっとたないところありきもするんですね。ですので、ちょっといろいろ工夫させていただけるとありがたいかと思えます。

あともう一つ、5号、6号のほうですけれども、どちらかというところは医療費を抑制していくような方向に向かっていく部分もあると思うのですけれども、医療費抑制というのは医療の適正利用という意味ではとてもいいことだと思うんです。それはいいんですが、あわせて健康啓発というか、そういうことも一緒にしていけないといけないようには思うのですけれども、その辺のところは何か考えておられるのでしょうか。

○保険年金課長 今の御質問ですが、こちらにつきましては今特定検診がございまして、あと特定保健指導ですか、こちらのほうを強化していきたいというふうに考えてはおります。以上です。

○長瀬 これまでよりもということによろしいですか。今までもやっていたとは思いますが、ただ、まだたないような気もしてはいますね。

○保険年金課長 今御指摘のとおりちょっと受診率低いものですから、もう少し向上させていきたいということで強化を図りたいというふうに考えております。以上です。

○委員長 長瀬委員、よろしいですか。

○長瀬 はい。

○委員長 そのほか質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第5号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第24号、平成25年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本議案について、質疑があればこれを許します。

○宮田 補正のところは、この松葉近隣センターの助成事業と、あと防犯灯の補助金ですよね。（「これは環境になるんですかね、防犯灯は」と呼ぶ者あり）地域支援課になっている。（「地域支援課でいいんですよね」と呼ぶ者あり）ここでいいんですよね。この2つとも補正に上がった理由をちょっと説明していただけますか。

○地域支援課長 防犯灯の補助金につきましては、年度当初に各町会からの御要望をいただいております、当初予算の中で交付決定等をしたところなんです、ただ、実際の交付決定の灯数、設置基数が要望基数と比べましてかなり低かったものですから、その差の部分について新たに今回補正予算として提案させていただいたところでございます。

もう一つの松葉近隣、松葉ふるさと協議会でございます。これはコミュニティ助成事業ということで、宝くじの社会貢献広報事業として財団法人自治総合センターが実施しているものでございます。こちらにつきましては25年、本年度の4月に助成金としては決定しているんですけれども、これを市の予算のほうに計上する、補正のほうに計上することが条件になっておりますので、今回補正のほうで提案させていただいたということでございます。以上です。

○宮田 松葉近隣センターのほうは備品等購入、これは具体的にはどういうものですか。

○地域支援課長 こちらは印刷、軽印刷機とコピー機を考えております。以上です。

○宮田 じゃ、もう一つ。防犯灯のほうのLED化の普及率というのはどのくらいになっていきますか。

○地域支援課長 防犯灯の普及率につきましては、平成24年度末、この3月末で8.4%になっております。今回当初予算、そして補正予算を含めると25年度末で約17%になる予定でございます。以上です。

○委員長 宮田委員よろしいですか。

○末永 地域支援課だからちょっと言っておくけど、この松葉ふるさと協議会に補助金を出して備品の購入費、印刷機だというのは今言いましたけども、そういう補助金を出して利用する場合、ふるさと協議会の担当、おたくでやるんだよね。夏祭りなんかやって、地域の催し物があると思うんですけども、ことしの夏なんかでも、夏祭りやっているんですけども、堂々と公道で露天商がずっと出てやっている。大変危険であるし、福知山でも事故があったし、やっぱり地域支援課がもうちょっとそういうもののきちっと把握して、やっぱり安全対策もちゃんとした上での地域の

催し物、きちっと指導してほしいんですよ。今松葉町の中でもめてますよね。松葉七丁目の町会長さんからこれはとんでもないと、露天商が全員じゃないけど、露天商の裏には何があるんだと。決して社会的に認められる団体じゃない部分もあるじゃないかと。そういうのを公道でやっていることいかなものかと。このことを土木部長にも話ししたら、柏まつりだとか、光ヶ丘だとか、各地でやっぱりやっているっていうんだな。それもやっぱり公道を堂々と貸してやることについてはいかなものかと。やっぱりきちっと、それは公道じゃなくて民地でやって、自己責任をきちんとさせた上でやらないと、福知山のような事件があって、花火大会で3人死亡しましたよね。そういうこともあるし、決して公道をそういうので、危険な状態で、夏祭りだけが主になってやっている。松葉町はどういう状況になったかという、松葉ふるさと協議会がみこしを置くということで申請をしていると。実際はそうじゃない、みこしじゃないよ。全部露天商があそこに出ている。露天商を出すために、露天商じゃ許可にならないから、警察とあれが。みこしを置くということでそういうことをしていると。ふるさと協議会の中でもすったもんだやってもめたと。七丁目町会に今度圧力がかかったと、変な人からね。危険な目に遭うとか、遭わないとか。そういう状況になるので、きちっとやっぱり役所が、きちっと地域を推進、地域の交流だとか、そういうのをするのであれば、きちっとやっぱり社会的に良好な人じゃないと言える人たちを排除するという条例もつくってある。俺は反対したけどもある。暴力対策法の条例を、私は反対したよ。ほかのほとんどの議員は賛成したけどね。きちっとやっぱりそういうところを見ないで、何もしないで、ただ野放図にやって、事故起きてから責任はそれはふるさと協議会だと言ったって、ふるさと協議会は困るわけですよ。2年か3年置きで交代するわけだから、役員が。だから、地域が本当にまとまってふるさと協議会なのに、地域が分断してけんかしていると、町会が。脱退する、しないで大騒ぎしているわけだよ。そういうあれは規制も何もしないのじゃいけないので、土木部だと、土木部のほうと相談して、来年の夏にはやっぱりきちっとした、毅然とした対応、安全対策もする、きちっとする体制をぜひつくっていただきたいと、こう思います。ということでお願いします。補助金出す団体であるならね。団体だったらですよ。補助金も出さないんだったら、それは自主的にやっているから公道はだめでいいけど、補助金を出して、いろんな育成しているわけでしょう。その団体が変な人たちと結託して、申請はみこしを置くという申請をしておいて、そして露天商がだあっとはびこって祭りをやっている。夏祭りも露天商は必要なんだよ。必要なんだけど、みんな今は手づくりの露天をやって、保健所に検便を届け出て、自治会の人たちがやっているわけ、どこも。そういう努力しているわけだから。うちの町会なんかも全部町会の班が露天をつくって、検便をしてやっている。そんな露天商なんか入れてないわけ。だから、そういうようにやっているところもあれば、松葉町のように不正を出して使っていると。そういうことがあるから、そういうことがないようにぜひ地域支援課、担当だからやってください。お願いします。これは余談、議案と、ちょっと余談だけだね。

○委員長 要望ということでよろしいでしょうか。

○末永 はい、そうですね。

○林 防犯灯の件なんですけど、LED化の件なんですけど、今回の補正で17、18かな、17%までいくということなんですけど、防犯灯は結局地域での申請があって、例えばLED等にするというのを補助を出して推進するということになっているというふうに思うんですけども、何か市でこのぐらいの期間にLED化、LED灯を市内ここまで推進しようとかって、そういう考えはないんですか。町会からの申請だけということなんですか。

○地域支援課長 LED、通常防犯灯からLED灯への変更でございますけれども、これについては、現状は今委員のほうがおっしゃったとおり各町会からの申請に基づいて実施しておるところでございますが、これ市のほうはこの設置に係る補助金と維持、いわゆる電気料の部分の補助金の両方を出しておる関係で、やはり当然これが早く進むことによって市のほうでは電気料の補助の部分が削減できるということもございますので、なるべくこれを早くLED化を進めていきたいというふうに考えておるところであります。今こちらの地域支援課のほうで考えておりますのは、LED灯そのもの、機器についてはある程度こちらのほうで標準的なものを用意するとか、示すということで、単価を、機器の単価を少し下げて、なるべくそれが早く進むような形で考えていきたいというふうに検討しておるところでございます。以上でございます。

○林 そこで1つわかりました。ただ、なるべく早くというようなことでしかあれなんですけど、やっぱりある程度その期間を、このぐらいまでにこの程度にしようというような、そういう具体的な計画というのはないものですか。もし、そういうものをぜひやっていくべきなんじゃないかなというふうに私は思うんですけども。

○地域支援課長 あと何年でということはまだなかなか、財政当局とも調整が済んでおりませんので、なかなか申し上げられない部分なんですけども、通常今のペースでやりますと十七、八年かかってしまうんですけども、これを半分以下、3分の1、4分の1というふうに考えて、なるべく早い時期に進めていきたいというふうに考えています。以上でございます。

○林 わかりました。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。——なければ質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 議案第24号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第24号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目案を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に、各常任委員会は原則として、各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することを決定いたしました。つきまして、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。

〔協議〕

○委員長 それでは、本定例会の閉会中の事務調査についてなんですけども、日程のほうを協議したいと思うんですけどね。

〔協議〕

○委員長 では、17日の午前10時からということ。（「内容的にはどういうふうに」と呼ぶ者あり）では、こちらなんですけども、閉会中の委員会開催について。内容に関してなんですけれども、きょうもいろいろ特に市民環境で近隣センターの使用方法であったりとか、さまざまな、料金とはまた別のことも出たりしたと思うんですけども、ちょっとどういったものを、1年間、2年間はこの市民環境委員会やっていくものですから、一度皆さんの中でこういったものを協議したい、もしくは執行部のほうから資料を、説明を受けたいというものがあれば、こちらのほう書いていただいて出していただければ幸いです。こちらを事務局に、では、一応9月30日を1つ区切りにしまして、お昼、正午ということを出していただければと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしく願いいたします。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中に審査及び調査案件の調査のために委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続きにつきましては、委員長に御一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の市民環境委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前 11 時 42 分閉会